

軽油引取税の申告書について

岩手県・県税センター

■ 軽油引取税のあらまし	1
■ 申告書・報告書の書き方	
1 納入申告関係	
(1) 納入申告書（第 16 号の 10 様式）	4
(2) 軽油の納入数量明細書（第 16 号の 10 様式別表）	6
(3) 課税免除に係る軽油の数量等報告書	8
2 納付申告関係	
納付申告書（第 16 号の 12 様式）	11
3 軽油の受払い等の数量報告関係	
(1) 軽油の受払い等の数量報告書（第 16 号の 41 様式）	12
(2) 引取数量（受払い等の数量）引渡しを行った者別	
・ 都道府県別明細書（第 16 号の 41 様式別表 1）	14
(3) 引取数量（現実の受払い等の数量）納入を行った者別	
・ 都道府県別明細書（第 16 号の 41 様式別表 2）	15
(4) 引渡数量（受払い等の数量）引取りを行った者別	
・ 都道府県別明細書（第 16 号の 41 様式別表 5）	16
(5) 引渡数量（現実の受払い等の数量）納入を受けた者別	
・ 都道府県別明細書（第 16 号の 41 様式別表 6）	17
(6) 消費数量明細書（第 16 号の 41 様式別表 7）	18
(7) 在庫数量（現実の受払い等の数量）明細書 （第 16 号の 41 様式別表 10）	19
■ 軽油の基本的な納入パターンと課税団体の関係	20
■ 在庫差量の取扱い	21
■ お問合せ先	23
■ 罰則	25

■ 軽油引取税のあらまし

◎ 軽油引取税とは

軽油引取税は、昭和 31 年に都道府県及び指定市の道路に関する費用に充てるための目的税として創設され、平成 21 年 4 月に目的税から普通税になりました。

軽油引取税は、特約業者又は元売業者から現実の納入を伴う軽油の引取りを行う者に課税されます（特約業者が元売業者から軽油の引取りをする場合及び元売業者が他の元売業者から軽油の引取りをする場合には、課税の対象から除かれています。）。

特約業者又は元売業者は、軽油の引取りを行う者から軽油引取税を徴収し、期限までに都道府県に申告納入しなければならないしくみになっています。

このしくみを『特別徴収制度』といい、あなた（貴社）を『特別徴収義務者』といいます。

税率は、1klにつき 15,000 円（令和 8 年 3 月 31 日までは 32,100 円）です。

◎ 特別徴収義務者の登録

特別徴収義務者は、次に掲げる場合には、それぞれ、定められた期限までに、岩手県県税センター所長に登録の申請をする必要があります。

(1) 事務所又は事業所の営業を開始しようとする場合

…その 5 日前まで

(2) 事務所又は事業所の営業の開始後、特別徴収義務者の指定を受けることとなった場合

…その指定を受けることとなった日から 5 日以内

(3) 引渡しに係る軽油の納入が行われることとなった場合

…その納入の日の属する月の翌月末日まで

なお、登録した事項に変更が生じた場合にも、登録事項の変更の申請が必要になります。

特別徴収義務者登録申請書の記載例

送付印		軽油引取税特別徴収義務者登録（登録変更）申請書（登録票）		※登録番号	0311121111		
特別徴収義務者	元売業者 特約業者として指定 された年月日	R 8・4・1		※登録 通地目	・		
	月 日	住 所（所在地）	氏 名（名 称）	個人番号又は法人番号	付 記		
岩手県県税センター所長 様	盛岡市内丸 10-1	県庁石油 株式会社			019-629 -5147		
販売契約を 締結してい る元売業者	所 在 地	名 称	付 記				
	盛岡市内丸 1-1	盛岡合庁株式会社	県庁油槽				
事務所又は 事業所（岩手 県）の概要	所 在 地	名 称	代表者の 氏 名	軽油等の貯蔵 設備の概要	※貯蔵容量 （年 月 日）	受領印	付 記
	盛岡市内丸 10-1	本店	岩手 太郎	地下タンク 10kl	88.4.1	123	019-629 -5147
	花巻市花巻町 1-41	花巻給油 所	花巻 一郎	地下タンク 10kl	88.4.1	124	0198-22 -4342
上記以外の 貯蔵設備の 概要	所 在 地	名 称	軽油等の貯蔵設備の概要	貯蔵開始 年月日	付 記		

備考 1 ※印欄は、記載を要しません。
2 ※登録事項の変更を申請する場合は、該当欄に記入し、その理由を付記欄に記載してください。

引渡しに係る軽油の納入地	納入の開始日	納 入 地		納 入 を 受 け る 者		付 記
		所 在 地	名 称	住 所（所在地）	氏 名（名称）	
・	・					
・	・					
・	・					
・	・					
・	・					
・	・					
・	・					

備考 ※印欄は、記載を要しません。

◎ 軽油引取税特別徴収義務者証

- この証票は、特別徴収義務者であることを証明するものです。
- 公衆の見やすい場所に掲示しなければなりません。



◎ 事業の開廃等の届出義務

元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等は、事業の開始・廃止・休止をしようとするときは、その旨を当該事務所又は事業所ごとに、岩手県県税センター所長に（元売業者にあつては、主たる事務所又は事業所所在の都道府県知事を経由して総務大臣に）その5日前までに届け出なければなりません。

事業の開廃等の届出書の記載例

事業の開廃等の届出書	
受付印	令和 8 年 4 月 1 日
事業コード	****-**-****
業務種別	子 業
登録番号	*****
開始年月日	
岩手県県税センター所長 様	区 分 元・特 販・製
	(お添て記録)
元売業者、特約業者、石油製品販売業者又は軽油製造業者等	ケンチョウセキユカブシキガイシャ 氏 名 又は 名称 県庁石油株式会社 フリガナ イワテ タロウ 法人にあっては 代表者の氏名 岩手 太郎 フリガナ イワテケンモリカシウチマル10-1 住 所 岩手県盛岡市内丸10-1 又は 所在地 (電話)19-629-514E
下記のとおり地方自治 第144条の24第1項 第144条の24第2項 の規定により届け出ます。	
事業所又は事業所	ケンチョウセキユカブシキガイシャ ウチマルエイギョウシヨ 名 称 県庁石油株式会社 内丸営業所 フリガナ イワテケンモリカシウチマル11-1 所在地 岩手県盛岡市内丸11-1 (電話)19-629-654C
事業の開始、廃止又は休止の年月日等	開 始 年 月 日 閉 止 年 月 日 令和 08 年 04 月 01 日 令和 年 月 日 休 止 期 間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
事業の廃止又は休止の理由	
上記の事務所又は事業所の登録区域 岩手県	
その他参考となるべき事項	
鳥 取 年 月 日 令和 08 年 04 月 01 日	

◎ 帳簿の記載義務

元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等は、帳簿を備え、事務所又は事業所ごとに軽油の引取り等に関する事実を帳簿に記載しなければなりません。

主な記載事項は次のとおりです。

○引取りを行った軽油の数量及び引取りを行った年月日並びに引渡しを行った者の氏名又は名称及び引渡しを行った者の事務所又は事業所の名称及び所在地

○納入を受けた軽油の数量及び納入を受けた年月日並びに納入を行った者の氏名又は名称及び納入を行った者の事務所又は事業所の名称及び所在地

○引渡しを行った軽油の数量及び引渡しを行った年月日並びに引取りを行った者の氏名又は名称及び引取りを行った者の事務所又は事業所の名称及び所在地

○納入を行った軽油の数量及び納入を行った年月日並びに納入を受けた者の氏名又は名称及び納入を受けた者の事務所又は事業所の名称及び所在地

○毎月末日における軽油の在庫数量

○消費した軽油の数量及び消費の年月日

※注 1) 帳簿には、既に軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油に係るものとその他の軽油に係るものに区別して記載しなければなりません。

2) 免税証に係る軽油の引取り又は引渡しが行われたときは、当該免税証の交付に係る都道府県名及び当該免税証の番号を付記しなければなりません。

◎ 申告・報告の義務

納入申告書（第 16 号の 10 様式）関係

特別徴収義務者からの引取りに係る軽油の納入地所在の都道府県ごとにその都道府県知事（岩手県県税センター所長）に提出します。

軽油引取税の特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの分に係る必要事項を記載した納入申告書を、当該特別徴収義務者からの引取りに係る軽油の納入地所在の都道府県ごとにその都道府県知事（岩手県県税センター所長）に提出し、その納入金を納入しなければなりません。

軽油の受払い等の数量報告書（第 16 号の 41 様式）関係

主たる事務所又は事業所所在地の都道府県知事（岩手県県税センター所長）に提出します。

元売業者、特約業者及び軽油製造業者等は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間の軽油の引取り、引渡し、納入、製造及び輸入に関する事実並びにその数量、軽油の在庫数量等の事項を記載した報告書を、その主たる事務所又は事業所所在地の都道府県知事（岩手県県税センター所長）に提出しなければなりません。

■ 申告書・報告書の書き方

1 納入申告関係

(1) 納入申告書 (第16号の10様式)

受付印 令和 8 年 5 月 1 日 ※ 処理事項 岩手県県税センター所長 様	事業者コード	事務所コード	処理分	予備	整理番号
	申告年月日				
個人番号又は法人番号	(右詰で記載)				
登録特別徴収義務者の登録番号及び氏名又は名称	第 1234 号 県庁石油株式会社				
登録特別徴収義務者の住所又は所在地	岩手県盛岡市内丸10-1				
この申告に应答する係及び氏名並びに電話番号	経理課 岩手 花子 (電話 019-629-5146)				
令和 08 年 04 月分軽油引取税納入申告書					
4 月中における引渡しに係る軽油の納入数量 (ア)				84 000.000 <small>リットル</small>	
課税対象とならない数量	法第144条の2の規定によって除外される軽油の数量 (イ)				
	法第144条の5第1号の規定によって課税免除される軽油の数量 (ウ)				
	法第144条の5第2号の規定によって課税免除される軽油の数量 (エ)	5 000.000			
	免税証による軽油の納入数量 (オ)	2 000.000			
	合衆国軍隊等への軽油の納入数量 (カ)				
	小計 (イ) + (ウ) + (エ) + (オ) + (カ) (キ)	7 000.000			
差引 (ア) - (キ) (ク)	77 000.000				
欠減量 $\times \frac{1}{100} \left(\frac{0.3}{100} \right)$ (ケ)	770.000				
再差引計 (ク) - (ケ) (コ)	76 230.000				
この申告によって納入すべき軽油引取税額 $15.0 \text{ 円} \times (\text{コ})$ (サ)	1 143 450 <small>円</small>				
申告期限	08 年 06 月 01 日	添付書類	(イ)、(ウ)、(エ)及び(カ)の数量を証する書面並びに(オ)の数量に対応する免税証		
納入予定日	08 年 06 月 01 日				

添付免税証
13 枚 (2,000 リットル分)

《記載要領》

- (1) この申告書は、納入地所在の都道府県ごとに1通提出します。
- (2) ※印の処理事項の欄は、記載しないでください。
- (3) (ア)から(ロ)までの欄は、小数点以下3桁までの数字を記載します。
- (4) (ア)の欄は、現実の納入を伴う軽油の引渡しを行った数量を記載します。
なお、この数量は、「軽油の納入数量明細書」(第16号の10様式別表)の納入数量の合計と一致します。
- (5) (イ)の欄は、(ア)欄の数量のうち、元売業者が他の元売業者及び特約業者に現実の納入を伴う軽油の引渡しを行った数量を記載します。
- (6) (ウ)の欄は、(ア)欄の数量のうち、輸出として現実の納入を伴う軽油の引渡しを行った数量を記載します。輸出証明書等の添付書類が必要となりますので、あらかじめ、岩手県県税センターまでお問い合わせください。
- (7) (エ)の欄は、(ア)欄の数量のうち、既に軽油引取税が課された軽油について現実の納入を伴う引渡しを行った数量を記載します。「課税免除に係る軽油の数量等報告書」等の添付書類が必要となります。詳しくは、8頁をご覧ください。
- (8) (オ)の欄は、(ア)欄の数量のうち、免税証の提出を受けて納入した軽油の数量を記載します。添付書類として、免税証(船舶・自衛隊・JR各社の使用する免税証を除いては、当該都道府県の交付したものに限り)が必要です。
- (9) (カ)の欄は、(ア)欄の数量のうち、アメリカ合衆国軍隊等に納入した数量を記載します。軽油引取税合衆国軍隊用途免税承認申請書等の添付書類が必要となりますので、岩手県県税センターまでお問い合わせください。
- (10) (ケ)の欄は、(ア)欄の数量に、特約業者は100分の1、元売業者は100分の0.3を乗じて得た数量を記載します。
なお、リットル位未満4位以下の端数があるときは、当該端数を切り上げてください。
- (11) (ク)の欄は、(ロ)欄の数量に、15円を乗じて得た税額を記載します。
なお、1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨ててください。
- (12) 納入予定日の欄は、徴収猶予を申請している場合には、記載しないでください。
- (13) 添付免税証の欄には、この申告書に添付した免税証の枚数及び券面数量の合計数量を記載してください。
なお、この数量は、(オ)欄の数量と一致します。

(2) 軽油の納入数量明細書（第16号の10様式別表）

ア 特別徴収義務者が現実の納入を伴う引渡しを行った納入地ごとに「氏名又は名称」、「納入地」、「納入数量」を記載します。

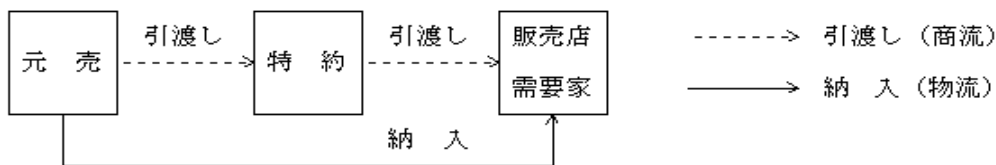
イ 納入を受けた者が販売業者の場合は、納入地はその販売業者の事務所又は事業所の所在地となります。

軽油の納入数量明細書				※ 処理事項		※ 事業者コード		※ 事務所コード		※ 納品区分		※ 子備		※ 整理番号	
（4月1日～4月30日）															
登録特別徴収義務者の氏名又は名称		県庁石油株式会社													
登録特別徴収義務者の住所又は所在地		盛岡市内丸10-1													
令和 08 年 04 月分														1 枚のうち	
														1 枚目	
納入を受けた者			納入数量			引渡しに係る軽油の納入を行った者									
氏名又は名称	※ コード	納入地	④ ち課税対象とならない数量			※ コード									
① 内丸石油(株)		盛岡市内丸11-1			18,000,000	盛岡通商(株) 宮古油槽所									
(株)県税石油		奥州市〇〇1-1			24,200,000	盛岡通商(株) 釜石油槽所									
Tax石油販売(株)		矢巾町〇〇2-2			12,000,000	リアス石油(株) 宮古油槽所									
Tax石油販売(株) 紫波営業所		紫波町〇〇3-3			2,000,000	リアス石油(株) 宮古油槽所									
② (有)花巻県税運輸		花巻市〇〇4-4			5,000,000	県庁石油(株) 茶畑営業所									
③ 一関県税建設(有)		一関市〇〇5-5			5,000,000	県庁石油(株) 茶畑営業所									
④ 自動車の保有者		盛岡市〇〇6-6			6,500,000	県庁石油(株) 茶畑営業所									
⑤ 自動車の保有者		盛岡市〇〇7-7			3,800,000	県庁石油(株) 内丸営業所									
(有)花巻県税運輸 北上営業所		北上市〇〇8-8			10,000,000	盛岡通商(株) 釜石油槽所									
計					⑥ 84,000,000										
					⑦ 7,000,000										

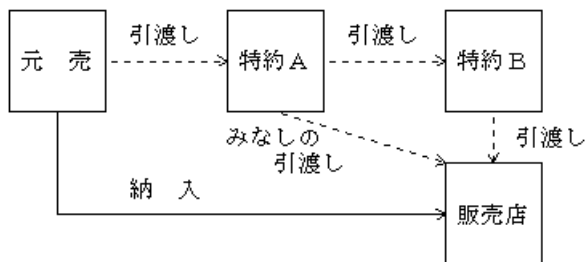
《記載要領》

記載例① 油槽所の持届けの場合

※「引渡しに係る軽油の納入を行った者」の欄には、持届けを行った油槽所名を記載します。



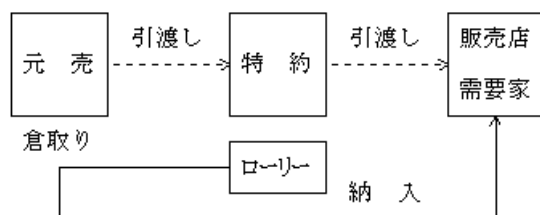
・みなし特約



※この場合は、特約Aが「販売店への納入に係る軽油の引渡しを行った者」とみなされ特約Aが申告します。特約Bは、この引渡し数量についての申告は不要です。

ただし、報告書（第16号の41様式）関係については、記載が必要です。

記載例② 特約業者が倉取りした場合（特約業者の手配によるローリーの場合も含まれます。）



※「引渡しに係る軽油の納入を行った者」の欄には、倉取りしたローリーを所轄する特約業者の事務所又は事業所を記載します。

記載例③ 給油所で自動車の所有者に直売（店頭給油）した場合、給油所ごとにその合計数量を記載します。

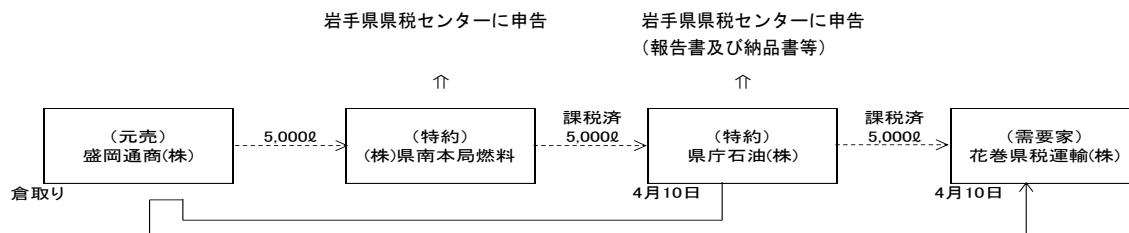
記載例④ 課税済軽油、免税証等による軽油の数量を記載します。

記載例⑤ 納入地が秋田県のため、秋田県への申告となります。よって、岩手県に提出する場合は、岩手県内住所しか記載されません。

記載例⑥ 「納入申告書」（第16号の10様式）の(ア)の欄へ転記します。

記載例⑦ 「納入申告書」（第16号の10様式）の(キ)の欄へ転記します。

次のような流通形態の場合には、左ページの報告書の提出が必要となります。



※
-----> 商流
—————> 物流

《記載要領》

- (1) 「当月中の課税済軽油引取数量」欄には、課税済軽油の合計引取数量とその内訳を、出荷者から報告者までの流通経路ごとに記載してください。

同一の者から引取りを行っている場合であっても、途中の流通経路が異なっているときは、別の流通番号の欄に記載します。

- (2) 「課税済軽油の受払等の数量」欄の「当月中における課税済軽油の引渡数量」欄には、納入申告書（第16号の10様式）の(e)欄に記載した数量を記載します。

- (3) 「課税済軽油の引取に係る流通状況」欄は、「当月中の課税済軽油引取数量」に内訳として記載した流通番号ごとに、課税済軽油の流通状況を記載します。

なお、流通番号2番以降に係る流通の状況については、別紙に記載します。

- (4) 「軽油引取税を申告（予定）した状況」欄には、課税済軽油に係る軽油引取税を申告する者について記載します。

- (5) 「流通の状況」欄の「商流」欄には、出荷者から報告者に至るまでの軽油の商取引上の流れについて、その経路の順に記載します。

「業者区分」欄には、元売業者、特約業者、製造業者（元売業者・特約業者以外）、輸入者（元売業者・特約業者以外）、石油製品販売業者の区分に応じて○印を付けてください。当月中の課税済軽油の引取りで出荷者から報告者までの流通状況が同じで数回に渡る引取りを行った場合は、その始期と終期を記載してください。

「報告者」の欄には、報告者の事務所又は事業所（貯蔵施設又はスタンドなど）の名称、所在地を記載してください。

- (6) 「流通の状況」欄の「物流」欄には、「商流」欄に記載した者のうち元売業者から特約業者（報告者）、特約業者（報告者）から販売店輸送された等、軽油が実際に輸送された物流について業者区分の番号を○の中に記載します。倉取りがあった場合も（自社にインタンクしなくても）、「物流」欄に倉取りした業者区分の番号を○の中に記載してください。

- (7) 「現実の納入先」の欄には、「流通状況」の「物流」欄の「現実の納入先」の氏名又は名称、事務所又は事業所の所在地及び引渡数量を記載してください。

※報告者が自己の貯蔵施設に現実の納入を受けた場合は当該貯蔵施設の所在地等を、報告者が自己の貯蔵施

設に現実の納入を受けていない場合は、報告者が当該軽油の引渡を行った後、最初の現実の納入を受けた者について記載してください。

- (8) 「輸送業者」欄には、報告者に軽油を輸送した輸送業者について記載してください。

2 納付申告関係

納付申告書 (第 16 号の 12 様式)

軽油引取税納付申告書 (令和 8 年 4 月 1 日 ~ 4 月 30 日分)		事業者コード 事務所コード 処理区分 予備 整理番号 ※処理事項
受付印 令和 8 年 5 月 1 日	岩手県県税センター所長 様	
個人番号又は法人番号 (右詰で記載)	この申告に添付する係及び氏名並びに電話番号	
納税者の氏名又は名称 県庁石油株式会社 代表取締役 岩手 太郎	經理課 盛岡 花江 (電話 019-629-5146)	
納税者の住所又は所在地 盛岡市内丸10-1		

第十六号の十二様式(提出用)

令和 08 年 04 月 分

課税の区分	数量	単位	備考	課税の区分	数量	単位	備考	
(ア) 特別業者又は元売業者が燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合	販売した燃料炭化水素油の数量 ①	リットル		(オ) 特別徴収義務者が軽油を自ら消費した場合	消費した軽油の数量 ⑯		330,000	
控除分	①のうち譲渡の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている軽油の数量 ②			控除分	⑯のうち免税用途に供した軽油の数量 (免税用途: 農業用) ⑰		100,000	
	①のうち譲渡の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている軽油の数量 ③				⑰のうち既に揮発油税が課され又は課されるべき揮発油の数量 ⑱			
	差引計 ①-②-③ (ア)				差引計 ⑯-⑰-⑱ (オ)		230,000	
(イ) 石油製品販売業者が、軽油に軽油以外の炭化水素油を混和若しくは軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造された軽油を販売した場合又は燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として	販売した軽油又は燃料炭化水素油の数量 ④			(カ) 特別徴収義務者が軽油の引取りを付した軽油を譲渡した場合	譲渡した軽油の数量 ⑲(カ)			
控除分	④のうち製造の承認を受けた軽油に含まれている軽油の数量 ⑤			控除分	消費した軽油の数量 ⑳(キ)			
	④のうち製造の承認を受けた軽油に含まれている軽油の数量 ⑥				(ク) 特別徴収義務者以外の方が軽油を製造してその軽油を自ら消費し又は他の者に譲渡した場合	消費又は譲渡した軽油の数量 ㉑		
	差引計 ④-⑤-⑥-⑦-⑧ (イ)				⑲のうち既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量 ㉒			
(ク) 自動車の所有者が燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合(道路を運行した分に限る。)	消費した燃料炭化水素油の数量 ⑩			(ケ) 特別徴収義務者以外の方が軽油を輸入した場合	輸入した軽油の数量 ㉓(ケ)			
控除分	⑩のうち譲渡の承認を受けた自動車用炭化水素油に含まれている軽油の数量 ⑪			合 計 (ア)+(イ)+(ク)+(オ)+(カ)+(キ)+(ク)+			230,000	
	差引計 ⑩-⑪ (ク)			納付すべき軽油引取税額	15.0 円×		3,450	
(ニ) 特別徴収義務者がその特別徴収の義務が消滅した時に軽油を所有していた場合(引戻しを行った軽油につき、現実の納入が行われていない場合を含む。)	所有に係る軽油の数量 ⑫			添付免税証 1 枚 (100 リットル分)				
控除分	⑫のうち既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量 ⑬							
	⑫のうち元売業者が納期限までに他の元売業者に引き渡した軽油の数量 ⑭							
	差引計 ⑫-⑬-⑭-⑮ (ニ)							

《記載要領》

- (1) 「控除分」の欄に記載があるときは、軽油等の数量について、必ず、製造等承認書、自動車用炭化水素油譲渡証等、それらの数量を証する書面若しくはその写し又は免税証を添付してください。
- (2) ⑯の「消費した軽油の数量」の欄は、「消費数量明細書」(第 16 号の 41 様式別表 7)のうち、岩手県内に所在する事務所又は事業所における消費数量の合計と一致します。
- (3) (カ)・(キ)の欄に該当するときは、譲渡又は消費した年月日を記載した書面を添付してください。
- (4) 添付免税証の欄には、この申告書に添付した免税証の枚数と券面数量の合計数量を記載してください。
 なお、この数量は、⑰の数量と一致します。

3 軽油の受払い等の数量報告関係

(1) 軽油の受払い等の数量報告書（第16号の41様式）

軽油の受払い等の数量報告書

受付印	令和 8 年 5 月 1 日	※処理事項	事業者コード	事務所コード	地理区分	予備	整理番号	
		岩手県県税センター所長 様	報告年月日					
個人番号又は法人番号		区分	元	特	製			
氏名又は名称	県庁石油株式会社 代表取締役 岩手 太郎							
住所又は所在地	盛岡市内丸10-1 (電話 019-629-5146)							
令和 08 年 04 月分								
摘要	受払い等の数量	現実の受払い等の数量		備考				
前々月末在庫数量	ア 2,000.000	ア	2,000.000					
うち課税済みのもの								
受入れ	製造数量							
	うち課税済みのもの							
	輸入数量							
	引取数量	① 95,000.000	②	18,300.000				
	うち課税済みのもの	① 5,000.000	②	5,000.000				
	返還を受けた数量	③	④					
うち課税済みのもの								
その他	イ 80.000	イ	80.000					
うち課税済みのもの								
合計	95,080.000		18,380.000					
うち課税済みのもの	5,000.000		5,000.000					
払出し	引渡数量	⑤ 94,000.000	⑥	17,300.000				
	うち課税済みのもの	⑤ 5,000.000	⑥	5,000.000				
	消費数量	⑦ 330.000	⑦	330.000				
	うち課税済みのもの	⑦	⑦					
	返還を行った数量	⑧	⑨					
うち課税済みのもの								
その他	ウ 50.000	ウ	50.000					
うち課税済みのもの								
合計	94,380.000		17,680.000					
うち課税済みのもの	5,000.000		5,000.000					
前月末在庫数量	⑩ 2,700.000	⑩	2,700.000					
うち課税済みのもの								

第十六号の四十一様式（提出用）

(2) 引取数量（受払い等の数量）引渡しを行った者別

・都道府県別明細書（第 16 号の 41 様式別表 1）

※この明細書は、「軽油の受払い等の数量報告書」（第 16 号の 41 様式）の「引取数量」欄のうち「受払い等の数量」欄の記載に係る軽油について、引渡しを行った者ごとに引渡しを行った者の事務所又は事業所所在の都道府県ごとの内訳を記載し、報告書に添付します。

(受入れ) 引取数量（受払い等の数量） 引渡しを行った者別・都道府県別明細書		事業者コード	事務所コード	支店コード	子 備	整理番号
報告者の氏名又は名称 県庁石油株式会社		※処理事項				
令和 08 年 04 月分		報告年月日		1 枚のうち 1 枚 目		
① 引渡しを行った者の氏名又は名称	引渡しを行った者の事務所又は事業所所在の都道府県名	引 取 数 量			備 考	
		うち課税済みのもの				
盛岡通商(株)	岩手県	35,000.000				
〃	秋田県	8,000.000				
〃	青森県	4,000.000				
長島通商(株) 小計		47,000.000				
リアス石油(株)	岩手県	38,000.000				
大船渡県税石油(株)	岩手県	5,000.000				
(株)県南本局燃料	岩手県	5,000.000				
計		95,000.000			③	
		5,000.000				

第十六号の四十一様式別表一（提出用）

《記載要領》

記載例① 商流上の仕入先（元売業者・特約業者・販売業者）ごとに記載します。

なお、支店名、営業所名までの記載は不要です。

記載例② 引渡しを行った者の事務所又は事業所所在の都道府県名を記載します。

なお、商流上の仕入先が同一会社で、異なる都道府県に所在する事務所等から仕入れた場合は、事務所又は事業所所在の都道府県ごとに記載し、小計も記載します。

記載例③ 「軽油の受払い等の数量報告書」（第 16 号の 41 様式）の「引取数量」欄

のうち「受払い等の数量」欄へ転記します。

(4) 引渡数量（受払い等の数量）引取りを行った者別

- ・都道府県別明細書（第 16 号の 41 様式別表 5）

※この明細書は、「軽油の受払い等の数量報告書」（第 16 号の 41 様式）の「引渡数量」欄のうち「受払い等の数量」欄の記載に係る軽油について、引取りを行った者ごとに引取りを行った者の事務所又は事業所所在の都道府県ごとの内訳を記載し、報告書に添付します。

※特約業者の商取引上の引渡数量（払出し）のすべてについて記載します。

(払出し) 引渡数量（受払い等の数量） 引取りを行った者別・都道府県別明細書		※ 処理 事項	事業者コード	事業所コード	地域区分	予備	整理番号
報告者の氏名又は名称 県庁石油株式会社							
令和 08 年 04 月分						1	枚のうち
引取りを行った者の氏名又は名称						1	枚目
	引取りを行った者の事務所 又は事業所所在の都道府県 名	③	引 渡 数 量		備 考		
			うち課税済みのもの				
	内丸石油(株)	岩手県	18,000.000				
	(株)県税石油	岩手県	24,200.000				
	Tax石油販売(株)	岩手県	24,500.000				
①	(有)花巻県税運輸	岩手県	5,000.000				
	(有)花巻県税運輸	秋田県	10,000.000				
②	(有)花巻県税運輸 小計		15,000.000				
	一関県税建設(有)	岩手県	2,000.000				
	自動車の保有者	岩手県	10,300.000				
	計	④	94,000.000				
			5,000.000				

《記載要領》

記載例① 同一会社で、異なる都道府県に所在する事務所等で引取りを行った場合は、事務所等所在の都道府県ごとに記載します。

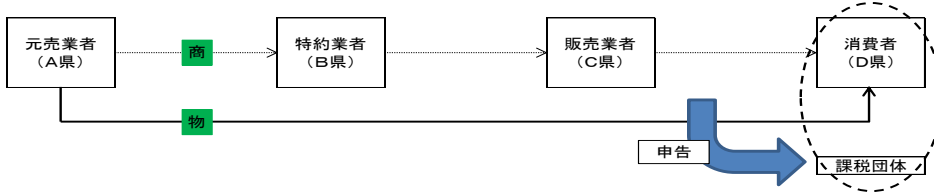
記載例② 引取りを行った者ごとの小計も記載してください。

記載例③ 「うち課税済みのもの」欄は、引渡しを行った軽油のうち既に軽油引取税を課されたものの数量を記載します。

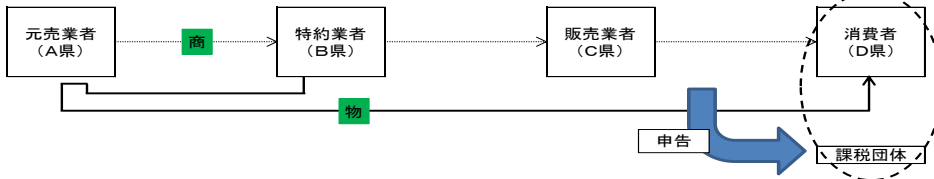
記載例④ 「軽油の受払い等の数量報告書」（第 16 号の 41 様式）の「引渡数量」欄のうち「受払い等の数量」欄へ転記します。

■ 軽油の基本的な納入パターンと課税団体の関係

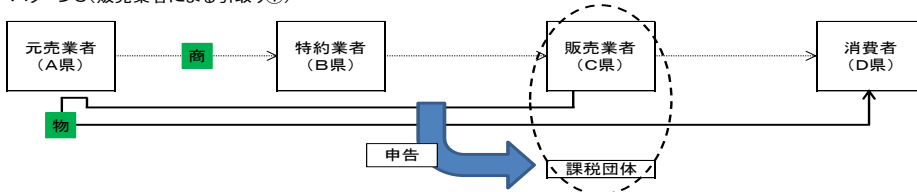
パターンA(元売業者からの直送)



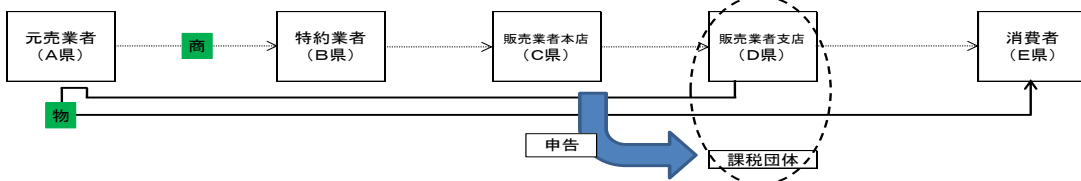
パターンB(特約業者による倉取り納入)



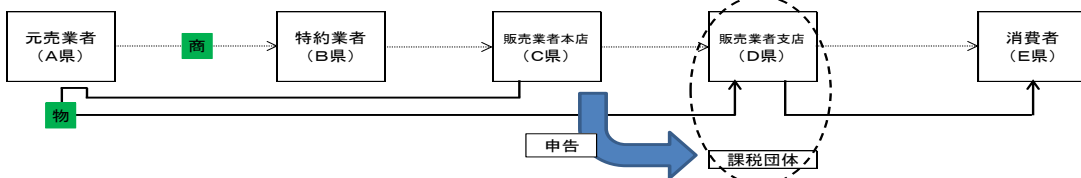
パターンC(販売業者による引取り①)



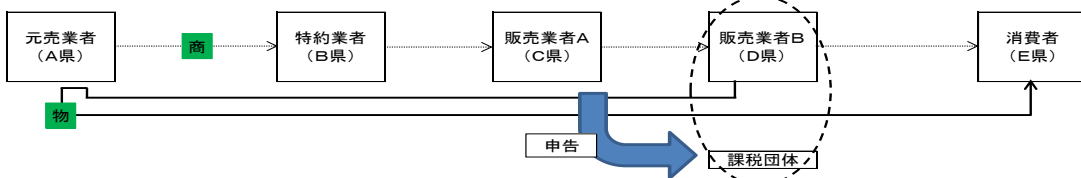
パターンD(販売業者による引取り②)



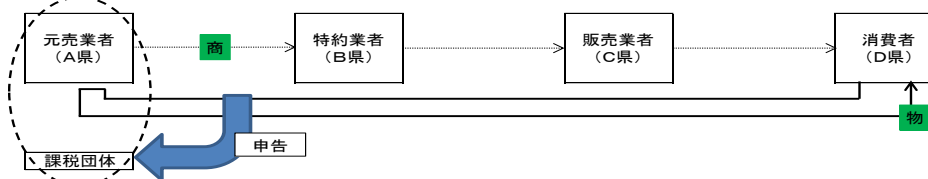
パターンE(販売業者による引取り③)



パターンF(販売業者による引取り④)



パターンG(消費者による引取り)



■ 在庫差量の取扱い

在庫差量とは、気温による軽油の自然増減、計量誤差等による現実の在庫数量と帳簿数量に差が生じている場合に適用するものです。

◎ 作成の手順

「事務所又は事業所別在庫数量等明細書」

事務所又は事業所ごとの（給油所が3か所ある場合は、3枚必要）前年3月から当年2月までの各月の帳簿在庫数量及び実在庫数量等を、毎年3月末までに岩手県県税センター所長に報告します。

受付印		令和 8 年 3 月 31 日			※処理事項	
岩手県県税センター所長 様						
氏名又は名称		県庁石油株式会社				
住所又は所在地		盛岡市内丸10-1 (019-629-5146)				
令和 8 年 3 月 1 日 ~ 令和 9 年 2 月 28 日分 事務所又は事業所別在庫数量等明細書						
事務所又は事業所所在地及び名称		盛岡市 内丸 12-2 県庁石油株式会社 内丸営業所				
貯蔵設備の所在地及び名称		地下タンク	地下タンク	ドラム缶		
設備の容量		10キロ	10キロ	1キロ		
月	月初日の実在庫数量	当月中の物流上の受入れ数量	当月中の物流上の払出し数量	帳簿上の在庫数量	月末の実在庫数量	差引
	①	②	③	①+②-③=④	⑤	④-⑤=⑥
3月	1,400,000	6,000,000	5,990,000	1,410,000	1,400,000	10,000
4月	1,400,000	7,000,000	6,980,000	1,420,000	1,500,000	△ 80,000
5月	1,500,000	6,000,000	5,905,000	1,595,000	1,600,000	△ 5,000
6月	1,600,000	8,000,000	7,810,000	1,790,000	1,800,000	△ 10,000
7月	1,800,000	10,000,000	9,820,000	1,980,000	1,900,000	80,000
8月	1,900,000	6,000,000	6,525,000	1,375,000	1,400,000	△ 25,000
9月	1,400,000	5,000,000	5,290,000	1,110,000	1,100,000	10,000
10月	1,100,000	5,000,000	4,533,000	1,567,000	1,500,000	67,000
11月	1,500,000	6,000,000	5,950,000	1,550,000	1,600,000	△ 50,000
12月	1,600,000	7,000,000	7,040,000	1,560,000	1,500,000	60,000
1月	1,500,000	6,000,000	6,230,000	1,270,000	1,300,000	△ 30,000
2月	1,300,000	5,000,000	4,510,000	1,790,000	1,800,000	△ 10,000
合計	18,000,000	77,000,000	76,583,000	18,417,000	18,400,000	17,000

◎ 申告納付

「差引⑥」欄の、「合計」欄の数量が0又はマイナスの場合は、納付申告（第16号の12様式）すべき税額は0となり、プラスの場合は、その数量に税率を乗じて申告することになります。

なお、申告書の記載に当たっては、「(オ)特別徴収義務者が軽油を自ら消費した場合」の欄に計上します。

■ 申告納入等

1 申告・報告はどこに

(1) 申告

軽油の現実の納入を伴う引渡しを行った納入先の都道府県に申告します。

(2) 報告

主たる事務所又は事業所所在地の都道府県に報告します。

2 申告が遅れた場合等は次の加算金が課されます。

(1) 期限後申告の場合

不申告加算金等が課されます。

(2) 過少申告の場合

更正処分を受けることになり、過少申告加算金等が課されます。

(3) 申告をしなかった場合

決定処分を受けることになり、重加算金等が課されます。

3 納入・納付が遅れた場合

次の延滞金が加算されます。

① 納期限の翌日から1ヶ月間……………年率 7.3% (※)

② ①の期限後から納入又は納付の日までの期間……………年率 14.6% (※)

※令和8年中にあっては、租税特別措置法の規定により①年率 2.8%、②年率 9.1%
となっています。なお、この割合については、毎年見直しされますので、該当年度の年
率については、岩手県県税センターまでお問い合わせください。

4 申告・納入・納付の期限

申告・納入・納付の期限は、翌月の末日です。ただし、月末が休日（土・日・祝日）
等にあたる場合には、その翌日が申告・納入・納付の期限となります。

また、毎年11月分の申告・納入・納付の期限は、年末年始の特例により、1月4日（休
日にあたる場合は、翌日）となります。

5 申告・納入を期限内に正しく行くと

県税特別徴収交付金が交付されます。

6 徴収猶予（納税の延期）や納入義務の免除等

(1) 徴収猶予

特別徴収義務者が、軽油の代金及び軽油引取税の全部又は一部を納入期限まで
に回収できないときは、徴収猶予の申請をすることができます。

(2) 納入義務の免除等

納税者の破産等により、軽油の代金及び軽油引取税の全部又は一部が徴収不能になったときや、特別徴収義務者が徴収した軽油引取税を災害等の理由で亡失したときは、徴収不能額の還付又は納入義務の免除の申請をすることができます。

※ 詳しくは、岩手県県税センターまでお問い合わせください。

○お問合せ先

名 称	所在地	電 話	管轄地域
岩手県県税センター	〒020-0023 盛岡市内丸 11-1	019-629-6540	県内全域

■ 罰 則

軽油引取税においても他の税と同様に、適正な納税を確保して納税秩序を維持していくために、刑罰による制裁制度が設けられており、主なものは下記のとおりです。

区 分	刑 罰
検査拒否等に関する罪(※)	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
特別徴収義務者の登録等に関する罪 (登録申請をしない場合等が該当します。)	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
特別徴収義務者の帳票を掲示しない罪	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
故意不申告の罪	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
免税証の不正受給による免税軽油の引取りに関する罪等	10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこれを併科
免税証の譲渡禁止に関する罪	
・免税証を他人に譲渡し、又は他人から譲り受けた者	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
・免税証を他人から譲り受けて免税軽油の引取りを行った者	10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこれを併科
知事の承認を受けないで免税軽油の譲渡に関する罪	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
免税軽油の引取り等に係る報告義務に関する罪	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
製造等の承認を受ける義務等に関する罪	
・知事の承認を受けないで軽油と軽油以外の炭化水素湯を混和するなどして軽油を製造した者	10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこれを併科 (法人の場合は3億円以下の罰金)
・知事の承認を受けないで製造された軽油であることを知って、運搬・保管・取得・処分の媒介・あっせんをした者	3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金またはこれを併科 (法人の場合は1億円以下の罰金)
・知事の承認を受けないで燃料炭化水素湯を自動車用燃料として譲渡した者	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
・製造等承認証・自動車用炭化水素譲渡証を他人に譲渡し、又は他人から譲り受けた者	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
事業の開廃等に係る虚偽の届出等に関する罪 (事業の開廃等の届出をせず、又は偽った場合等が該当します。)	1年以下の懲役または50万円以下の罰金
軽油引取税に係る脱税に関する罪	
・軽油引取税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかった者	10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこれを併科
・偽りその他不正の行為によって、納付すべき軽油引取税の全部又は一部を免れた者	10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこれを併科
・偽りその他不正の行為によって、軽油引取税の徴収不能額等の還付を受けた者	10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこれを併科

※ 軽油引取税に係る検査拒否等としては、

- ① 徴税吏員の帳簿書類等の検査又は見本品(サンプル)の採取を拒み、妨げ又は忌避した場合、
- ② 徴税吏員に対して、虚偽の記載・記録をした帳簿書類を提示した場合、
- ③ 徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をした場合等

が該当します。

なお、法人の代表者、法人又は人の代理人、使用人等がその法人又は人の業務又は財産に関して上記の違反行為をした場合には、その行為者が罰せられるほか、その法人又は人についても刑罰が課されます。